

名古屋市告示第 453号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の
解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。また、同条第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第 590号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 6年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市東区矢田三丁目1601番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

ふっ素及びその化合物

3 指定を解除する区域

名古屋市東区矢田三丁目1601番 1の一部

4 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・二―ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

カドミウム及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

六価クロム化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

シアン化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

ほう素及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

- 5 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に
適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課